

## 答申

平成30年(2018)9月21日付で諮問された「平成30年(2018)7月20日付け(市活第166号)公文書部分公開決定通知書」による処分に対する審査請求の件(総務第514号)について、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである。

### 第2 出雲市情報公開条例(平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。)第5条の要件充足性について

#### 1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2018年7月9日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、「ふれんどりーde茶話会Part3『△△△△△△△の活動に学ぼう!!』(2014年1月開催)に関する公文書の全て」について開示を求める公文書公開請求(以下、「本件公開請求」という。)を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条例第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年(2020)10月19日付「審査請求人の住所について(報告)」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要が生じた。

#### 2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項

に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけでは無く所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとしているところ、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかったものと考えざるを得ない。

### 3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内（出雲市〇〇〇〇〇〇〇〇〇）において●●●●●●●●を経営しているとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。

(2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日付反論書において、①●●●●●●●●の運営主体は、鶺鴒地区の住民らを主たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である▲▲▲

▲▲氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。

- (3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●●●は審査請求人と▲▲氏と二人で運営していること、②鷺浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。
- (4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。
- (5) 本件建物において●●●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も▲▲氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いつどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において▲▲氏が取得した飲食店営業の営業許可は平成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査したところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●●●

●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

#### 4 本条例第5条第5号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。

(2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

(3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、「ふれんどりーde茶話会Part3『△△△△△△△の活動に学ぼう!!』(2014年1月開催)に関する公文書の全て」である。

そして、本件審査請求の趣旨は、

以下の公文書の公開：

1. 平田ふれんどりーハウスで保管している公文書(廃棄したものについての文書管理簿も含む)
  2. 平成26年11月11日提出の男女共同参画プログラム企画書(案)の3.『目的・ねらい』の内容についての基づく情報や資料
  3. 平成26年11月11日付け『広報いずも』お知らせ記事等掲載依頼書の『内容』についての基づく情報や資料
  4. 2014年12月11日頃にフェイスブックに掲載した記事の電磁的記録および基づく情報や資料
  5. チラシ作成の内容についての基づく情報や資料
  6. チラシの写真①の電磁的記録
  7. 講師の▲▲▲氏に対する依頼についての公文書
- というものである。



の関連性が認められる限り、公開の対象となると考えるべきである。

審査請求人は、本件審査請求において、上記(3)記載のとおり1.～7.の公文書の公開を求めている。

1.については、審査請求人が利害関係を有する本件茶話会は平田ふれんどりーハウスで開催されたものであるが、平田ふれんどりーハウスに保存されている公文書全てが本条例第5条第5項に基づく公開請求の対象となるものではない。したがって、平田ふれんどりーハウスで保存されている公文書の内、本件茶話会に関連する公文書に限り、審査請求人が有する利害関係と関連性を有することができる。

2.について、当該企画書案は本件茶話会についての企画書案であるから、「目的・ねらい」に記載された内容に関する情報や資料は、本件茶話会と密接に関連するものといえ、審査請求人が有する利害関係との関連性を認めることができる。

3.について、当該掲載依頼書は、本件茶話会についての記事の掲載を依頼するものである。同依頼書の「内容」欄には本件茶話会の趣旨目的が記載されているから、当該記載に関する情報や資料は本件茶話会に密接に関連するものといえ、審査請求人が有する利害関係との関連性を認めることができる。

4.について、平成26年12月9日付縁結びのまち出雲（出雲市公式フェイスブックページ）投稿依頼書は、本件茶話会の告知文書を平成26年12月11日9時に同フェイスブックページに投稿することを依頼する内容となっている。審査請求の趣旨に記載されている「2014年12月11日頃にフェイスブックに掲載した記事」とは、当該依頼に基づいて行われた投稿を指すものと思われるが、その限りにおいて、当該投稿の電磁的記録や当該投稿に関する情報や資料と、審査請求人が有する利害関係との関連性を認めることができる。

5.及び6.について、当該チラシは本件茶話会についてのチラシであるから、チラシに関する情報や資料及びチラシに掲載された写真の電磁的記録について、審査請求人が有する利害関係との関連性を認めることができる。

7. について、審査請求人のいう「▲▲▲氏に対する依頼に関する公文書」が本件茶話会における講師依頼文書である平成26年（2014）11月25日付「平田ふれんどりーハウス口座の講師について（依頼）」（市活第591号）を指すものであれば、審査請求人が有する利害関係との関連性を認めることができるが、当該講師依頼文書は本件公開請求により既に開示済みである。そのため、当該講師依頼文書以外に、▲▲▲氏に対する本件茶話会の講師依頼に関する公文書が存在するのであれば、当該公文書について、審査請求人が有する利害関係との関連性を認めることができる。

## 5 結論

よって、審査請求人は、本件審査請求に係る公文書の内、

1. 平田ふれんどりーハウスで保存されている公文書の内、本件茶話会に関連する公文書
2. 平成26年11月11日提出の男女共同参画プログラム企画書（案）の
3. 『目的・ねらい』の内容に関する情報や資料
3. 平成26年11月11日付け『広報いずも』お知らせ記事等掲載依頼書の『内容』に関する情報や資料
4. 2014年12月11日頃にフェイスブックに掲載した記事の電磁的記録および当該記事に関する情報や資料
5. チラシ作成の内容に関する情報や資料
6. チラシの写真①の電磁的記録
7. ▲▲▲氏に対する本件茶話会の講師依頼に関する公文書

との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足すると認めることができる。

## 第3 本件公文書の内未だ公開されていない公文書の不存在について

- 1 当審査会は、前記第2の5に記載の各公文書（以下「本件公文書」という。）との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足すると認めたため、実施機関に対し、本件公文書の内未だ公開されていない公文書が存在しないか、廃棄されたため公開されていない公文書はないか、特に前記第2の5の

4 記載の公文書に関連して、出雲市公式フェイスブックへの投稿依頼書を広報課にメール送信した際の当該電子メールが残っていないか等について照会を行った。

実施機関によれば、本件公文書に該当する公文書で未だ公開されていない公文書は存在せず、廃棄されたため公開されていない公文書も存在しない、また、同電子メールについては、職員が使用するパソコンのメール容量が限られており、容量を超えるとメールの送受信が出来なくなるため削除する必要があることから削除したとのことであった。

公開された公文書には、講座開催にかかる起案用紙、講座の企画書、講師依頼書、講座のチラシ、「広報いずも」への掲載依頼書、出雲市公式フェイスブックへの投稿依頼にかかる起案用紙、出雲市公式フェイスブックに投稿された電磁的記録、講師への謝金にかかる支出負担行為書、講座の実施報告書が含まれており、企画から広報、実施、報告までの各過程で最低限作成されるであろう公文書は公開されている。

また、同電子メールについて現在存在していないことに関する実施機関の説明に不自然な点はない。

審査請求人は公開された公文書の数が少ないと指摘するが、本件講座が、かかる費用が謝金1万円、参加者数15名で参加費無料のごく小規模の講座であることに鑑みれば、公開されている以上の公文書がないとしても不自然とまでは言い切れず、また、他に公文書が存在していることを疑うべき事情もない。

2 よって、本件公文書の内未だ公開されていない公文書が存在するとは認められないから、本件審査請求は棄却すべきである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年9月21日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和4年11月17日 (第1回審査会)	審議
令和4年12月22日 (第2回審査会)	審議
令和5年8月31日 (第3回審査会)	審議
令和5年9月20日 (第4回審査会)	審議
令和5年10月19日 (第5回審査会)	審議
令和5年11月20日 (第6回審査会)	審議
令和5年11月20日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹